

人事委員会規則八―三（退職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則八―三（退職手当）の一部を改正する規則

規則八―三（退職手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。